

田原本町耕作放棄地等対策支援補助金

遊休農地の再生利用や農地の集約化に取り組む農業者に対し、農地の整地、耕起や農業機械の導入などに要する費用の一部を補助します。

補助の対象となる事業

	事業内容	農地の面積規模
遊休農地の再生利用	町農業委員会が認定した遊休農地を解消し、営農を再開する事業	10アール以上
農地の集約化	農地を引き受け、営農する事業	50アール以上

※市街化調整区域内の農地に限ります

※令和7年4月1日以降申請日までに、所有権を取得するか、賃借権などの権利の設定もしくは3年以上の農作業受委託契約を締結した農地が対象です

補助対象者の要件

- ・町民または町内に事業所を有する法人、団体で、町内の農地を1年以上耕作していること
- ・自ら権利を有する農地が遊休農地となっていないこと
- ・町税等の滞納がないこと
- ・補助金の交付決定後少なくとも3年以上、補助事業の対象となる農地を耕作すること

補助対象経費

- ・遊休農地の整地、耕起その他営農再開に要する経費
- ・農業用機械、装置、農機具等の購入に要する経費

補助率

補助対象経費の1/2以内（ただし、上限50万円とする）

※応募多数の場合は、予算の範囲内で配分するため、少額になる場合があります。

募集期間

1次募集期間：令和7年8月1日（金）～令和7年9月30日（火）

申請方法

所定の申請書に必要な書類を添えて、町かせぐ地域課まで提出

問い合わせ先

田原本町かせぐ地域課 担当：山田、植松

TEL：0744-32-2901（内線264）